

名古屋市立大学総合情報センター分館利用規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 分館の利用（第5条－第14条）
- 第3章 相互利用（第15条・第16条）
- 第4章 雑則（第17条－第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学総合情報センター規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第87号）第12条の規定に基づき、名古屋市立大学総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）の分館（同規程第4条に規定する分館をいう。以下同じ。）の運営並びに図書及び資料（以下「図書等」という。）の管理並びに利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 令和元年達7号）

（図書等の種別）

第2条 総合情報センターが管理する図書等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 機械可読資料
- (5) その他資料

（開館時間）

第3条 分館の開館時間は、総合情報センター長が別に定める。

（休館日）

第4条 分館は、次の日に休館する。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 総合情報センター長は、蔵書の点検その他必要と認めたときは、分館を臨時に開館又は休館することができる。

（一部改正 令和元年達7号）

第2章 分館の利用

(利用者の範囲)

第5条 分館を利用できる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 名古屋市立大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の教職員又は学生に準ずるものとして本学の規程に定めのある者
- (4) 本学の卒業生又は同窓会員
- (5) その他総合情報センター長が許可した者

（一部改正 平成22年達第73号）

(利用の方法)

第6条 分館の利用は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 情報検索
- (4) 参考調査
- (5) 図書等の複写
- (6) 図書等の相互貸借
- (7) その他館内施設及び機器の利用

2 前条第4号に定める利用者は、前項第6号及び第7号の利用が制限されることがある。また前条第5号に定める利用者は、前項第4号、第6号及び第7号の利用が制限されることがある。

3 総合情報センター長は、必要があると認めるときは、第1項の利用を制限し、又は禁止することができる。

（一部改正 平成22年達第73号）

(利用上の注意)

第7条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に身分を証明するに足る証票を所持すること。
- (2) 図書等は閲覧室において閲覧し、室外に持ち出さないこと。
- (3) 図書等及び備品は大切に取り扱い、汚損しないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(貸出券の交付)

第8条 総合情報センターは、利用者に貸出券を交付することができる。

(貸出手続き)

第9条 図書等の貸出を受けようとする者は、当該図書等に貸出券を添えて申し出なければならない。

(貸出冊数及び期間)

第10条 館外貸出を受けることができる図書等の冊数、種別及び期間は別表のとおりとする。

2 総合情報センター長は、調査、教育又は研究上必要があると認めるときは、前項の規定による制限を超えて、貸出を許可することができる。

(講座等への貸出)

第11条 総合情報センター長は、教育又は研究等必要があると認めるときは、講座その他これに準ずるものに対し、全学的な利用を妨げない範囲内で、図書等の長期貸出をすることができる。

2 前項による貸出の期間は1年間を限度とし、その冊数は総合情報センター長が定める範囲内とする。

(貸出の制限)

第12条 図書等のうち、次に掲げるものは、館外貸出を制限し、又は禁止する。

- (1) 辞書類
- (2) 索引抄録誌類
- (3) 学術雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) 機械可読資料
- (6) 貴重図書
- (7) その他総合情報センター長が指定するもの。

(貸出上の注意)

第13条 図書等の貸出を受けようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書等は、転貸しないこと。
- (2) 図書等は、貸出期限期間内に返却すること。

(貸出図書等の期限前返納)

第14条 貸出を受けた図書等は、次の各号の場合には、直ちに返納しなければならない。

- (1) 教員及び職員が休職、退職又は公立大学法人名古屋市立大学への派遣を解除されたとき。
- (2) 学生が卒業、休学、退学、停学又は除籍となったとき。
- (3) 貸出券の有効期限が終了したとき。
- (4) 総合情報センター長が必要と認めたとき。

第3章 相互利用

(他図書館等の利用)

第15条 他の大学の図書館等（以下「相手館」という。）との相互利用により相手館を利用しようとする者は、相手館が必要とする場合にあっては、総合情報センター長が許可し、かつ交付した文書を、相手館に提出しなければならない。

2 前項の利用については、相手館の定めるところにより許可された範囲内とする。
（他図書館等からの利用）

第16条 総合情報センター長は、相手館から文献複写、参考調査及び館外貸出等の申し出があったときは、これを許可することができる。

2 前項の利用については、別に定める。

第4章 雑則

（返納催促）

第17条 総合情報センター長は、図書等の返納を怠った者に返納を催促するものとする。

（賠償）

第18条 総合情報センター長は、利用者が図書等を亡失又は汚損したときは、現品又は相当の賠償を請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

（罰則）

第19条 総合情報センター長は、この規程に違反した利用者に対し、分館の利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。

（委任）

第20条 この規程の実施について必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 名古屋市立大学総合情報センター分館利用規程（平成13年名古屋市立大学達第11号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の名古屋市立大学総合情報センター分管理用規程の規定に基づき貸出を受けた場合の取扱いについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日現に改正前の本規程の規定により貸出している図書の取扱いについ

ては、従前の例による。

附 則（平成 22 年公立大学法人名古屋市立大学達第 73 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第 7 号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改定後の第 1 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

貸出を受ける者		冊 数	種 別	貸出期間
本学教職員	教員、職員、再雇用職員、非常勤講師	10冊以内	(1) 図書 (2) 製本雑誌 (3) 未製本雑誌	4週間以内 1週間以内 2日間以内
本学学生	大学院学生、大学院特別聴講学生、大学院特別研究学生、大学院科目等履修生、大学院研究生、大学院委託研修生、外国人学生、外国人研究生	10冊以内	(1) 図書 (2) 製本雑誌 (3) 未製本雑誌	2週間以内 1週間以内 2日間以内
	学部学生、選科生、特別聴講学生、科目等履修生、外国人特別学生	5冊以内		
本学規程に定めのある者	名誉教授、客員教授、臨床教授、臨床准教授、外国人教師、臨床研究医、臨床研修医、臨床研究歯科医、臨床研修歯科医、シニアレジデント、非常勤医師	10冊以内	(1) 図書 (2) 製本雑誌 (3) 未製本雑誌	4週間以内 1週間以内 2日間以内
	交換大学院学生	10冊以内	(1) 図書 (2) 製本雑誌 (3) 未製本雑誌	2週間以内 1週間以内 2日間以内
	交換学生、研究員、受託研究員、特別研究員、客員研究員、外国人客員研究員	5冊以内		
本学卒業生又は同窓会員		5冊以内	(1) 図書	2週間以内
その他総合情報センター長が許可した者		3冊以内	(1) 図書 (2) 製本雑誌 (3) 未製本雑誌	2週間以内 1週間以内 2日間以内

(一部改正 平成19年達第47号、平成22年達第73号)